省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	支援措置に係る提案事項の内容
財務省	0720010	公共的な意義が非常に大きい民間の事業（アジア・ビジネス・インキュベーションセンター）に対する日本政策投資銀行の出資制度の拡充	日本政策投資銀行法第20条、23条 日本政策投資銀行法施行令第2条 日本政策投資銀行投融資指針	工業技術の研究開発及びその企業化について、日本政策投資銀行において以下の出資制度が存在する。 （日本政策投資銀行の現行出資制度の概要（別紙１）） 対象事業：民活法特定施設関連 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第２条第１項第１号から１６号に掲げる特定施設並びにこれらと密接な関連を有するその他の施設の整備を行う事業 対象事業：新産業創出・活性化 事業者が行う、新産業の創出・活性化に資する以下ア．またはイ．に該当する事業 ア．新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業、又は独自の技術・ノウハウを利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業 イ．上記事業実施のための企業化開発段階以降の技術開発 出資比率：出資を受ける者の資本の額の50%以内 ※日本政策投資銀行の予算枠：11780億円の内数	Ｄ－１	－	工業技術の研究開発及びその企業化について、日本政策投資銀行において以下の出資制度が存在する。 （日本政策投資銀行の現行出資制度の概要（別紙１）） 対象事業：民活法特定施設関連 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第２条第１項第１号から１６号に掲げる特定施設並びにこれらと密接な関連を有するその他の施設の整備を行う事業 対象事業：新産業創出・活性化 事業者が行う、新産業の創出・活性化に資する以下ア．またはイ．に該当する事業 ア．新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業、又は独自の技術・ノウハウを利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業 イ．上記事業実施のための企業化開発段階以降の技術開発 出資比率：出資を受ける者の資本の額の50%以内 出資予算枠については、日本政策投資銀行が民間金融機関の補完機関であるとの位置付けや、事業者等からの資金需要動向等を踏まえて必要十分な金額を確保している。 以上の仕組みを利用することにより、地域に円滑な資金を提供することが可能。							1499	14992030	福岡県福岡市	九州・アジアの玄関わいの都「福岡」	日本とアジアのベンチャー企業を積極的に集積するため、民間事業者による投資ファンドによる出資や各種起業支援サービスなどを行うインキュベート施設をアイランドシティ地区に誘致する。 誘致にあたっては、民間資金の誘導を促進するため、我が国のベンチャー企業振興の一環として、政策投資銀行の出資制度等の拡充を行う。
財務省	0720020	さとうきびを活かした奄美農業環（わ）の活性化特区構想	奄美群島振興開発特別措置法(昭和２９年法律第１８９号)第１０条の２、第１０条の４ 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和２９年政令第２３９号）第７条 奄美群島振興開発基金業務方法書（昭和３０年）第１２条、別表１	一般農業振興資金の貸付条件については奄美群島振興開発基金業務方法書別表１に定められているところであるが、貸付の相手方としては農業を営むもの（個人、法人、共同施行体）とされており、企業等に対する貸付を排除しているものではない。	Ｄ-1		現行の奄美群島振興開発基金業務方法書による貸付条件において、企業等への融資は可能である。												1513	15131011	鹿児島県名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環（わ）の活性化計画	（前段） 企業等に対する政府系金融機関の融資条件の緩和及び農業委員会事務の公益法人への一部権限委譲を図る。
財務省	0720030	港湾関連補助事業全般における、予算の繰り越し手続きの簡素化	財政法第４３条第１項 「国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令」（大正１１年３月２９日大蔵令２０、最終改正平成１２年９月２９日大蔵令七五） 「現出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合の手続について」（平成１０年９月２２日蔵計２３５５、一部改正平成１３年１月５日蔵計２７８１）	国の歳出予算の繰り越しを必要とするときは、その事由及び金額を明らかにした「繰越計算書」により手続きをとる必要がある。	Ｄ－１		「繰越（翌債）事務手続について」（平成１１年１２月１３日事務連絡第１４号大蔵省主計局司計課長） 「繰越（翌債）事務手続について」（平成１３年１０月２５日事務連絡第４０号財務省主計局司計課長）等により、繰り越し事務に関する簡素化が図られており、これによる対応が可能である。												1291	12912030	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	気象条件に左右されやすい港湾工事の施工にあたって、地域の自主裁量を拡大し、これまで以上に、柔軟かつ効果的に工事を進めるため、港湾関連補助事業における予算の繰り越し手続きを簡略化する。
財務省	0720040	国庫補助金等事務の合理化推進モデルプロジェクト	補助金等適正化法第5条 同施行令第3条	補助金等の交付申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必用な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。	D-1	-	補助金等の交付申請は交付決定の前提要件とされるものである。申請書は、各省各庁の長が補助金等を交付すべき者か否かを判断する資料として提出させるものであるから、補助目的の達成が図られることを十分説明できるものでなければならない。なお、各省各庁において、申請等事務負担を軽減するための運用改善を図ることは可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		D-1	-	補助金等の申請手続については、各省各庁の長の権限と責任において行われており、個々の補助金の種類ひとかたまりによっては、申請書あるいは添付書類の記載事項の一部を省略し、あるいは添付書類そのものを省略して差し支えない場合には、省略することができるものとされている。したがって、法令の改正を行わずとも、各省各庁において、申請等事務負担を軽減するための運用改善を図ることは十分可能である。なお、運用改善策として、国（所管省庁）、地方（都道府県と市町村）を含めたプロジェクトチームを設置することは可能であることから、必要に応じて、各省各庁において対応されたい。	右の提案主体の意見について回答されたい。	はじめに、以下について、改めて国の見解を承りたいと存じます。 ①　国と都道府県の間の事務調整について 国庫補助事業等のうち、直接（国事業）・間接（県事業）に分けられているものについては、 ア　申請時期は、国の要綱に基づく同じ事業であっても、直接（国事業）・間接（県事業）ごとにそれぞれ異なる時期に手続きを求められている。これを同時期とすることにより、市町村の事務負担を軽減できる。 イ　直接補助事業、間接補助事業それぞれに、申請書や添付書類が必要であります。このように、共通性できるものが多い、統一書式とし、申請先も国か県に統一することにより事務の軽減ははかれると考えます。 以上の２点につき、直接（国事業）・間接（県事業）に分けて制度化しているのが国であるなら、この問題は国の責任であり、国が責任を明確にするようご制度化をすることは、当然、国の責務と考えますが、見解をお聞いいただきたいと存じます。 ②　国と都道府県の事務分担について 補助金交付のための大量の補助事務作成が事務関係の原因となっています。新規の投資的事業など公共事業は、当初の交付申請書作成に多大な時間と人手を費やしています。事務の効率化を図るためには、所管の国庫補助金等は、その多くが複雑に係る補助要綱の作成の下、経年的変化を考慮した事務作成が必要であります。国庫補助金の一部は、地方公共団体が補助金を直接受けとっています。市町村の補助事業は、ほとんどが国庫補助金等を財源とするものであり、補助事業等の設定されている場合は、補助金の適切な運用を図るためにも、工事等の設計内容、設計単価、現場説明計算書等の詳細、燃料費等、国庫補助金等に関する情報を十分に提示することが必要であります。これらの観点、どんなことに決、勘案されても、補助の交付決定にあたっても、住民一人当たり負担額は４万円、教育費は５割程度と補助金と補助率が低くなっている状況であります。要望されては、民間委託はもとより機械費、工事費節減等、行政コスト削減に向けたあらゆる努力を行ってきました。しかし、間接都道府県の絶対的な財財源確差のもと、相応のサービス水準を維持するには、これら一部の公補助のほか、行政運営上、公共「中間コスト」、都市事務経費を大幅に圧縮しなければなりません。そのための最大の課題は、いかに行政事務を簡略化し、効率化し、この分野での大幅な職員数削減をはかるかということです。しかし、この削減みには、市 の努力のみではできないものがあります。それは、国が定める制度の縛りなど受けて、職員の多くの労力を費やしている仕事で、その代表的なものとして、国庫補助・補助事業における協議、申請、実績報告、精算等の業務が挙げられます。本来、国が責任を負し、これらの業務について、国と市町村の協力、その中間にいる都道府県の役割を共通し、ともかれては、国と地方公共団体の事務分担についてなどなどこれら要申しあげるまでもあります。加えて、当提案について具体的な回答をいただきたく			①②　補助事業等及び間接補助事業等の申請手続きの一本化や申請書類の簡素化など申請等事務負担を軽減するための運用改善を、各省各庁において図られるべきもの。 なお、補助金等はそれぞれその目的や内容等を異にするものであることから、法令により一律の申請手続きや申請書類を課すよりも、各省各庁が所管する補助金等の性質に応じその適正な執行を確保するため必要最小限の事務負担を自治体等に課すことが適当。 ③④　骨太2003において平成18年度までに国庫補助負担金整理合理化方針に基づき見直しを行うこととされたほか、骨太2004において「地域の視点からの補助金改革」が盛り込まれ、各省各庁は個別補助金等の存廃のみならず現行補助金等の申請等事務負担の軽減を含む建議提案を鋭意検討中と承知。 なお、補助金改革については、先般三位一体改革に関する事項を一元的に取り扱う国と地方の協議機関が設置することとされ、今後議論の本格化が見込まれるところ。	D-1		国庫補助負担金事業については、申請等に際して求められる地方の条件負担が大きい。三位一体改革を通じて国庫補助金を削減し税源移譲する方向が示されているものの、政府の削減方針は補助金等の一部にとどまっており、なお多くの補助負担金制度が存続するものと考えられる。このことから、国と地方共同のプロジェクトチームを編成し、国庫補助負担金事業に係る「申請等事務負担」を軽減する取組みを推進し、補助事業の効率的な執行、行政事務のスリム化を はかるものである。 地方事務・事業の多くを占める各省庁との国庫補助負担金事業の全体像を見渡すことができれば、地方が国等に対する事務合理化効果は極めて大きい。地方財政が厳しさを増し、かつ自立改革を進めるためにも、国庫補助金等に、真に必要でない負担となっている事務経費、中間コストをいかに削減できるかは、地方にとって極めて重要な課題である。また、これにより国、県の事務もなくなり、全体の効果はさらに高まる。時間でさる。以上のことから、 ①　国庫補助負担金事業に係る予算の執行の適正化に関する法律，及び同法施行令と、　これに基づく各所轄府省補助等で定める予綱（き定める、具体的には、綱領　府な補助　かつ補助方法法）に係るものについては「所要綱領」をなくし、　「交付申請」と「実績報告」に統合。 イ　「交付申請」時の提出書類を事業量の推移、変化を示すもの（過年度資料、　対象者簿計額等）に絞り、「実績報告」において詳細資料を提出する。 ウ　　国が現費を受けて行う国庫補助事業については、時期、現出書類を含め　で、直接補助分と一体化する。 エ　　設置的支出に係る事業についても、同様の趣旨から見直しを行う。 これについて、早期に全国実施が可能な場合は、設定市町村を「国庫補助金等事務合理化推進モデルプロジェクト地区」に指定し、国・県・市町村によるプロジェクトチームを編成して実地調査を行い、合理化スキームを構築する。	1214	12142010	埼玉県草加市	頑張る自治体・生産性向上プロジェクト	国庫補助負担金事業については、申請等に際して求められる地方の条件負担が大きい。三位一体改革を通じて国庫補助金を削減し税源移譲する方向が示されているものの、政府の削減方針は補助金等の一部にとどまっており、なお多くの補助負担金制度が存続するものと考えられる。このことから、国と地方共同のプロジェクトチームを編成し、国庫補助負担金事業に係る「申請等事務負担」を軽減する取組みを推進し、補助事業の効率的な執行、行政事務のスリム化を はかるものである。 地方事務・事業の多くを占める各省庁との国庫補助負担金事業の全体像を見渡すことができれば、地方が国等に対する事務合理化効果は極めて大きい。地方財政が厳しさを増し、かつ自立改革を進めるためにも、国庫補助金等に、真に必要でない負担となっている事務経費、中間コストをいかに削減できるかは、地方にとって極めて重要な課題である。また、これにより国、県の事務もなくなり、全体の効果はさらに高まる。時間でさる。以上のことから、 ①　国庫補助負担金事業に係る予算の執行の適正化に関する法律，及び同法施行令と、　これに基づく各所轄府省補助等で定める予綱（き定める、具体的には、綱領　府な補助　かつ補助方法法）に係るものについては「所要綱領」をなくし、　「交付申請」と「実績報告」に統合。 イ　「交付申請」時の提出書類を事業量の推移、変化を示すもの（過年度資料、　対象者簿計額等）に絞り、「実績報告」において詳細資料を提出する。 ウ　　国が現費を受けて行う国庫補助事業については、時期、現出書類を含め　で、直接補助分と一体化する。 エ　　設置的支出に係る事業についても、同様の趣旨から見直しを行う。 これについて、早期に全国実施が可能な場合は、設定市町村を「国庫補助金等事務合理化推進モデルプロジェクト地区」に指定し、国・県・市町村によるプロジェクトチームを編成して実地調査を行い、合理化スキームを構築する。
財務省	0720050	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光振興のための開港	関税法第2条、第20条 関税法施行令第1条、第18条	観光船については、外国から本邦の不開港に直接入港することが可能である。	D-1	-	観光船については、外国から本邦の不開港に直接入港することが可能である。 また、名瀬港には、長崎税関名瀬監視署を設置しており、同港に観光船が入港する場合には、同監視署において適切に対応することとしている。 関税法上の開港は、国民の安全・健康等を確保する観点から、監視取締り、通関等の業務を集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものであるが、開港とするか否かについては、外国貿易船の入港隻数、輸出入申告件数等の実績のほか、定員事情等を総合的に考慮して判断しているところである。 名瀬港については、近年、外国貿易船の入港は僅少（年間0～3隻）であり、現時点では、まとまった行政需要があるとは判断できず、直ちに開港指定を行うことは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	外国からのクルーズ観光船が直接不開港へ入港する際、当該監視署の人員体制では対応が困難と見込まれる場合は、最寄の官署等の担当者が当該不開港に出張し、必要な手続きを行うことは可能か見解をお伺いしたい。	D-1	-	税関への行政需要に対しては、管轄官署の職員が対応することを原則としているが、時々の行政需要の多寡や行政効率等を勘案しつつ、必要に応じて近隣に所在する官署から職員を派遣して適切に対応しているところである。												1056	10562010	鹿児島県名瀬市、社団法人奄美大島法人会青年部	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	以下の基準を全て満たす港湾をクルーズ観光指定港湾として開港する。 ①近隣の開港までの距離が３３０キロメートル以上 ②観光船専用バースを有する ③重要港湾
財務省	0720060	公民館の営利事業者への貸し出し	財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条第1項（6）及び第10条第1項 財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条	地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	D-1		財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を臨みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。（繰上償還を猶予した事例については、財務局を通して周知を図っているところ。）												1006	10062010	個人	公民館WMI	公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの営利事業の運営を可能とする。また、そのような転用の際に補助金の返還や、起債の一括償還を不要とする。
財務省	0720070	公立学校用地の転用の弾力化	財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条第1項（6）及び第10条第1項 財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条	地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	D-1		財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を臨みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。（繰上償還を猶予した事例については、財務局を通して周知を図っているところ。）												1022	10222010	東京都福城市	公立学校用地の転用の弾力化	国庫補助金や起債にて取得した学校用地について、統廃合等により学校施設として未使用となり転用する場合は、建築物に関する地域再生支援措置と同様な措置を講じる。 １．国庫補助金を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生計画に資すると判断したときは、国庫納付金は不要とする。 ２．起債を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生計画に資すると判断したときは、繰上償還を不要とする。
財務省	0720080	介護老人福祉施設の推進	財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条第1項（6）及び第10条第1項 財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条	地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	C		公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、当初の貸付目的に照らして妥当性を欠くことになることから、財政融資資金の繰上償還を求めることが原則となっている。	文部科学省の回答では、「廃校施設の敷地は、「廃校施設の敷地」は、国庫補助金を不要とする取扱いとしている」とあるが、この点を踏まえ再度検討し、回答されたい。	C		財政融資資金地方資金は、地方公共団体が行う個別の事業における財産の取得に対して融資するものであり、融資期間中は融資に対応した財産が存在することが原則である。 従って、財政融資資金の融資対象財産の一部を解体する場合は、当該解体部分に相当する元金が既に償還済みと見なされる範囲内であれば繰上償還を猶予する取扱いとすることも可能であるが、融資対象財産の全部を解体する場合は、当初の貸付目的が全く達成されなくなる上に融資対象財産が存在しなくなることから、未償還元金全額の繰上償還を求めることが原則となっていることをご理解いただきたい。												1097	10971010	山梨県秋山村	介護老人福祉施設構想	国庫補助金を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分の承認、国庫納付金を不要とする範囲の拡大及び公立施設の解体に伴う地方債繰上げ償還を不要とすることにより廃校校舎を解体して介護老人福祉施設を建設する。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	支援措置に係る提案事項の内容
財務省	072009 0、072009 0に統合	介護老人福祉施設の推進	財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条第1項（6）及び第10条第1項 財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条	地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	C		公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合には、現行の規定により対応可能であるが、融資対象物件を解体することは、当初の貸付目的に照らして妥当性を欠くことになることから、財政融資資金の繰上償還を求めることが原則となっている。	文部科学省の回答では、「廃校施設の敷地上に他の公共用施設を整備する場合において、廃校施設を解体する必要がある場合には、国庫納付金を不要とする取扱いとしている」とあるが、この点を踏まえ再度検討し、回答されたい。		C		財政融資資金地方資金は、地方公共団体が行う個別の事業における財産の取得に対して融資されるものであり、融資期間中は融資に対応した財産が存在することが原則である。 従って、財政融資資金の融資対象財産の一部を解体する場合は、当該解体部分に相当する元金が既に償還済みと見なされる範囲内であれば繰上償還を猶予する取扱いとすることも可能であるが、融資対象財産の全部を解体する場合は、当初の貸付目的が全く達成されなくなる上に融資対象財産が存在しなくなることから、未償還元金全額の繰上償還を求めることが原則となっていることをご理解いただきたい。								1097	10972010	山梨県秋山村	介護老人福祉施設構想	国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校後の財産処分及び地方債の繰上げ償還について、従来より弾力的な取り扱いで認知されている中、地域環境・位置的背景から廃校校舎敷地を転用、利用したいが、既存の施設では十分な機能を有しない等、このようなやむを得ない場合においての規制緩和のさらなる拡充として廃校校舎を解体しても国庫納付金の納付不要及び地方債の繰上げ償還の不要とすることで、事業計画の推進、地域（市町村）の活性化を促す。
財務省	072010 0	地方債により建設した病院施設の機能転換に際しての地方債の繰上償還の免除	財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条第1項（6）及び第10条第1項 財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条	地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	D-1		財産処分について、当初の貸付目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。（繰上償還を猶予した事例については、財務局を通じて周知を図っているところ。）													1153	11532030	青森県	自治体病院機能再編成に当たり、病院事業債により建設した病院が、統合再編の結果病院として維持する必要が無くなった場合、他の公共施設に転用する際の繰上償還を免除する。	自治体病院機能再編成に当たり、病院事業債により建設した病院が、統合再編の結果病院として維持する必要が無くなった場合、他の公共施設に転用する際の繰上償還を免除する。
財務省	072011 0	既存施設の高度化に向けた改修の際に生ずる、過去に補助事業により取得した財産の処分について、当該部分の補助金の返還の免除及び地方債の繰上げ償還の免除	財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条第1項（6）及び第10条第1項 財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条	地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	D-1		財産処分について、当初の貸付目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。（繰上償還を猶予した事例については、財務局を通じて周知を図っているところ。）													1301	13012020	山形県棚引町山形県朝日村	ケーブルテレビジョン高度活用計画	過去に補助事業により取得した財産の処分について、高度化をはかるための改修により処分することとなる財産について、当該部分の補助金の返還及び地方債の繰上げ償還の免除を明示していただきたい。
財務省	072012 0	地方債の繰り上げ償還を免除	財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条第1項（6）及び第10条第1項 財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条	地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	D-1		財産処分について、当初の貸付目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。（繰上償還を猶予した事例については、財務局を通じて周知を図っているところ。）													1458	14582030	富山県	環日本海交流拠点みなと再生事業	港湾施設の目的外（行政財産→普通財産への変更も含め）使用の場合の地方債の繰り上げ償還を免除する。
財務省	072013 0	国有財産の減額譲渡の適用拡大	国有財産特別措置法第３条	地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合には、時価からその５割以内を減額した対価で譲渡又は貸付けができる。	C	I	地域再生推進のための基本方針(H15.12.19地域再生本部決定)において、「地域の「自助と自立の精神」を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする」とされており、本提案は、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。 　なお、提案の国有地は、国有林野事業特別会計所属財産であり、農林水産省において処理方針が策定されることとなる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、国有財産特別措置法の第３条で限定している適用対象の拡大を求めるものである。したがって、国有財産の処分に関するものであり、新たな財政措置が必要になるとは考えていない。	C	I	「国の財産は、法律に基づく場合を除く外、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない」と財政法に規定されており、普通財産を売り払う場合は、売却代金（時価）を徴することを基本としている。 　本提案は、この売却代金の減額という単なる財政措置の優遇を求めるものであるため、検討要請の対象とはなり得ない。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	法令では、国有財産特別措置法の第３条１項２号において、魚類のふ化場を用途廃止をし、当該施設を地方公共団体が引き続き利用する場合には、すでに減額譲渡を認めているところ。 本提案は、用途廃止が予定されている国の施設を、市民の健康づくりの拠点として利活用することを通じて、地域再生を行うための施策の１つであり、現在、減額譲渡の適用範囲を魚類のふ化場に限定していることに対して、「構造改革特区及び地域再生の提案募集について（地方公共団体用）」２.4)(1)aにある、イコールフッティングの観点から、地方公共団体が地域再生のために国の施設を有効活用する場合にも適用を認めるよう限定の是正を求めるものであり、従来型の財政措置とは異なるものと考えている。 なお、本提案は、国有財産特別措置法の適用範囲の拡大を求めるものであり、財政法の趣旨に反するものとは考えていない。		C	I	国有財産特別措置法第３条は財政法第９条第１項の特例規定であり、これの適用範囲の拡大は、現在、財政法第９条第１項の規定に基づき、適正な対価（時価）により売り払うこととされているものについて、その売却代金を減額するという新たな財政措置を求めることに該当するものである。 　したがって、本提案は、「地域の「自助と自立の精神」を活かすため、従来型の財政措置は講じないことを基本とする」とされている地域再生推進のための基本方針（H15.12.19地域再生本部決定）に反するものであり、検討要請の対象とはなり得ない。	1186	11862010	帯広市	保健福祉のまちづくり構想	国有財産特別措置法では、普通財産を地方公共団体に対し譲渡する場合、第３条の各号に該当するときは、時価からその５割以内を減額した対価で譲渡することができるとしているが、地域再生計画に位置づけられたものについても、地方公共団体が国の普通財産を取得する場合、この規定を適用する。
財務省	072014 0	国有地の財産処理に関する処分要件の緩和	国有財産法第18条、第27条	行政財産は、原則として処分、交換等をすることができない。 普通財産は、国又は地方公共団体が公用、公共用等に供するため必要があるときは、交換できる。	C	I	提案の国有地は、行政目的の遂行上必要な財産であり、その遂行に支障となるため交換することはできない。なお、本地を引続き行政財産とする必要性の有無については、行政財産の所管省庁が別途判断すべき問題である。 　仮に本地が普通財産であるとして検討すれば、交換制度は、歳出予算を経由しない財産取得であり、財政の基本原則である総計予算主義の例外となることから、その拡大に当たっては、土地の使用目的の公共性や非代替性、交換以外の方法による取得の困難性等の点を考慮し、慎重に判断する必要があると考える。 　なお、本地が普通財産であれば、国から直接民間事業者への売却等が可能であることから、地方公共団体が交換取得することなく、本地と市有地とを一体的に売却等することにより、地域再生に資する財産転用を図ることが現行制度上可能である。													1488	14882020	兵庫県神戸市	神戸港再生構想	国有地と市有地の交換について国等の公用・公共用等に供する場合だけでなく、港湾管理者が地域の活性化促進等のために必要な場合についても認められるよう処分要件の緩和
財務省	072015 0	未利用国有地の都市基盤整備を進めるための特例措置	国有財産法第22条、第28条	地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合には、無償貸付け又は譲与ができる。	C	I	国は、地方公共団体において、普通財産を公園、緑地に供する場合には、国有財産法第22条の規定により無償貸付ができることとされているが、提案の国有地は、空港整備特別会計所属財産であり、国土交通省において処理方針が策定されることとなる。 　なお、提案が新たな財政上の優遇措置を講ずるものであれば、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。													1523	15232020	大阪府八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	八尾空港は、阪神淡路大震災において、救援物資等の搬送等の基地として重要な役割を果たしました。また、隣接地には、大阪府が平成１５年９月に「大阪府中部広域防災拠点」を開設しております。一方で国においても京阪神都市圏広域防災拠点基本構想で八尾空港周辺地域を新幹的広域防災拠点と連携する地域と位置づけており、八尾空港西側隣地は、防災対策上重要な位置にあります。 　しかしながら、災害時の物資輸送車両などが十分に活動するための道路等の整備が遅れているなか、広域幹線道路である大阪中央環状線からのアクセス道路については、八尾空港西側隣地を利用して道路整備等を行うことがもっとも有効であり、広大な空間の一部を公園等のオープンスペースに活用することも防災活動にとって重要なものであります。 　そこで、西側隣地に道路や公園等の都市基盤整備を行うに当たり、本市地域が南海・東南海地震防災対策推進地域に指定されたことから、１道路法９０条第２項に基づき、必要な用地について、無償貸付または譲与等の支援を行うことを同条項の解釈運用の通達に追加していただきたい。※東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進にかかる特別法や国有財産法第２２・２８条において、八尾空港と連携した防災道路やオープンスペース等の整備に必要な用地について未利用国有地を無償貸付又は譲与できる規定を特例として追加していただきたい。 　また、平成１５年１１月１３日付け財政制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会の特別会計の見直しについての取り扱いについても、西側隣地の状況を踏まえて、国有財産の有効活用と早期の効率的な処分につながるため、都市基盤整備についての用地確保の特例的な扱いを設けていただきたい。
財務省	072016 0	未利用国有地を都市計画的な視点から有効活用を進めるプロジェクト支援措置			C		提案の国有地は国土交通省所管財産であり、国土交通省において処理方針が策定されることとなる。 なお、現在、八尾市が座長となり国土交通省大阪航空局、大阪府、大阪市の関係機関が参加する検討会を設け、跡地利用計画を検討していると聞いている。													1523	15232030	大阪府八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	地元自治体のまちづくりを実現できることや国にとっても有益な処分結果が得られるためには、「空港整備特別会計」所管の部門だけではなく、国有地を地域のまちづくり及び防災活動に有効活用するために国の役割を十分に発揮していただけるよう国土交通省、総務省を中心とした（仮称）「八尾空港西側隣地土地利用推進プロジェクトチーム」を設置していただき、地元自治体と協力して、柔軟で多様な手法による処分・活用等支援していただきたい。 　なお、この支援措置は、支援措置番号１１２０３（地域再生支援のための特定地域プロジェクトチームの設置とは、対象となる土地が国有地という国の所有物であるため、国の主体性が高くなることや地元自治体がチームへ参画できるなどから新たな支援措置として提案するものです。 　なお、地域再生プロジェクトとして既に認められている支援（１１２０３地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置とは、対象となる地域が未利用の国有地であり、国の主体的な関与が必要であることから、同様な支援となるかどうかが不明なため、提案します。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	支援措置に係る提案事項の内容
財務省	0720170	地域通貨に関するガイドラインの策定	紙幣類似証券取締法	地域通貨は、一般的に「どこでも、誰でも、何にでも」利用できるものではないことから、直ちに問法に抵触するものではないと考えられる。ただし、登録事業者間以外への転々流通、あるいは指定金融機関以外での換金が行なわれた場合は問法の取締対象である「紙幣類似の存用をなす」可能性があることに留意が必要。 紙幣類似証券取締法の運用基準（「プリペイド・カード等に関する研究会報告」（平成元年２月１７日大蔵省）） 下記の３つの要素のうち、いずれかが欠けていれば紙幣類似とはせず、問題、紙幣類似証券取締法は発動しない。 ①どこでも ただし、単一店舗または単一建物内もしくは単一施設内の店舗においてのみ使用できると通ぎないものは、紙幣類似とはしない。 ②誰でも ただし、譲渡が禁止されており、それが暗証番号等による本人確認によって担保されるもの（ＩＣ機能付カード）は、使用できる人間が特定されているため、紙幣類似とはしない。 ③何にでも ただし、家計の消費活動のうちの相当部分をカバーしうるまでの汎用性の程度に至らないものは、紙幣類似とはしない。 ただし、一般的に換金が確保されたものは、上記のような限定を超えて他人間の決済に利用された紙幣類似の機能を有すると至る危険性が大きいと考えられるので、発行主体が未使用残高の払戻を一般的に行なわない場合とする。	D-1	-	既にガイドラインは存在する（「制度の現状」①～③参照）。	提案者の要望は、地域通貨についてのガイドライン策定を望むものであり、各省が連携して対応できないか、再度検討し回答されたい。	紙幣類似証券取締法については、既にガイドラインが存在し、現行の規定により対応可能と考える。なお、他の関連法規のガイドラインが作成された場合には、それらとの連携について、検討したい。								1127	11272010	特定非営利活動法人 青少年地域ネット21	商店街の賑わいを創出する放置自転車対策構想	地域通貨は、地域経済の活性化等の面からも今後様々な形での発行が予想されるところであるが、現行法上の問題点に対する具体的な基準が示されていないために、個々の発行主体において「前払式証票の規制に関する法律」、「出資法」、「銀行法」「紙幣類似証券取締法」等関連法規に抵触しないように工夫を凝らしているところである。しかし、法的な規制がゆるいことが、逆に、地域通貨への一般の信頼性を低くし、ひいては普及の妨げになっている。したがって、国において早急に地域通貨に関するガイドラインを策定するとともに、地方自治体による許可制度等をとり入れるなど地域通貨の信頼性を高め、かつ、その導入の支援を希望するものである。
財務省	0720180	国立研究機関等敷地の開放	国有財産法第5条	筑波研究学園都市に所在していた国の研究機関のうち約8割が独立行政法人に移行しており、これらの機関については、国有財産法の適用はなく、各独立行政法人の長の判断により対応が可能。 独立行政法人に移行していないものについては、国有財産法第5条において「各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない」と規定されており、行政財産の管理については当該財産を所管する各省各庁の長が判断することとなっている。具体的な所管大臣は以下のとおりであるので、各省と調整されたい（厚生労働省（国立感染症研究所筑波医学実験用霊長類センター、国立医薬品食品衛生研究所支所筑波薬用植物園毒試験場（平17.4独法化））、農林水産省（農林水産技術会議事務局筑波事務所、国土交通省（国土地理院、国土技術政策総合研究所、気象測器検定試験センター、気象研究所、高層気象台）。 なお、国有財産法第10条は、財務大臣が各省各庁の国有財産の管理及び処分について適正を期する必要があると認めるときは、必要な報告等を求めることができるとする規定であり、規制の根拠法令と考えるのは適当ではない。	D-1		国有財産法第5条により行政財産を所管する各省各庁の長の判断により対応が可能。										1629	16292040	茨城県	つくばスーパーサイエンスシティプロジェクト	・研究施設の広大な敷地に通り抜け通路の整備を認めること。 ・研究施設の緑地を憩いの場及び災害時の避難所として開放すること。